

総代会について

定款の規定により、社員総会に代わるべき機関として総代会を設置し、総代会において、剰余金の処分、定款の変更、取締役の選任等を決議しています。

総代会の傍聴制度について

社員の皆さまに会社経営に対する理解を深めていただくために「総代会傍聴制度」を設けており、社員の皆さまは事前に申し込むことにより総代会を傍聴することができます。

総代会には社員の中から選出された総代にご出席いただけます。

申込方法等については、総代会開催前の一定期間ホームページにてお知らせします。

※総代の数および選出方法については資料編P104に掲載しています。

2020年定時総代会開催結果

2020年7月2日(木)、大阪市において、定時総代会が開催されました。報告事項、決議事項については以下のとおりです。

【総代会の報告事項、決議事項】

報告事項	1. 2019年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 審議委員会審議事項報告の件
決議事項	第1号議案 2019年度剰余金処分案承認の件 第2号議案 社員配当金割当ての件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役11名選任の件



2020年定時総代会

総代会の主な質疑応答については資料編P107～108に、総代会の議事録および質疑応答の要旨はホームページに掲載しています。

ご契約者懇談会について

ご契約者の皆さまに当社の経営状況をご説明し、ご理解いただくとともに、ご意見等を幅広く吸収し、経営に反映していくために、毎年、全国の支社等でご契約者懇談会を開催しています。なお、ご契約者懇談会は、総代会に先立って1月～3月に開催し、総代会との連携を図っています。

また、総代の選考方法の多様化を図る観点から、ご

契約者懇談会の出席者の中から一定数の総代を選出することとしています。

参加申込方法等については、ご契約者懇談会開催前の一定期間、全国の支社・支部等の店頭に掲示してお知らせします。



2020年ご契約者懇談会の開催状況

2020年は全国で89回開催し、1,809名のご契約者の方々にご出席いただきました。

ご契約者懇談会席上でのご意見・ご要望等につきましては、実行に移せるものは直ちに経営に取り入れるとともに、その傾向を分析して、ご契約者の皆さまの意向を反映した経営を進めていく一助とさせていただきます。

ご契約者懇談会での主なご意見は資料編P109に掲載しています。

【開催回数と出席者数】

	2019年	2020年
開催回数	89回	89回
出席者数 (1回平均)	1,811名 (20.3名)	1,809名 (20.3名)

審議委員会について

会社からの諮問事項や経営の重要事項について審議する機関として、社員または学識経験者の中から総代会の決議により選任された方で構成される審議委員会を設けています。審議委員会では、社員から書面により提出された経営に関するご意見も必要に応じ審議します。

審議員の員数は定款の規定により25名以内となっています。

なお、2019年度の開催状況は表のとおりです。

【2019年度審議委員会開催状況】

	議 題
第1回 2019年5月開催	・2018年度事業概況および決算案について ・総代選出細則の変更について
第2回 2019年11月開催	・2019年度上半期事業概況等について

総代会制度等、相互会社のしくみに関するご意見等については、以下のあて先にご送付ください。
〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24 住友生命保険相互会社 経営総務室

経営管理体制

監督と執行を制度的に分離して、取締役会による監督機能を強化するとともに、業務執行の決定を大幅に執行役に委任することを通じた意思決定の迅速化を図る観点から、指名委員会等設置会社の形態を採用しています。

また、取締役会決議により「社外取締役の独立性に関する基準」を制定しており、社外取締役候補者の選定にあたっては、独立性に関する基準を満たすことを確認しています。

取締役会決議事項のうち、一部の事項については、指名委員会、監査委員会または報酬委員会への諮問を行うこととしています。

主な機関の役割

取締役会

取締役会は、法令において取締役会の専決事項とされている経営の基本方針や内部統制システムの整備に関する事項等を決定するほか、執行役および取締役の職務の執行を監督することを主な役割としています。

社外の知見の積極的な経営への反映および取締役の多様性の観点も踏まえ、11名の取締役のうち6名を社外取締役としており、社外取締役が過半数を占める構成としています。

監査委員会

監査委員会は、執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成を行うとともに、総代会に提出する会計監査人の選解任または不再任に関する議案の内容を決定します。また、内部統制システムの整備に関する事項について取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会に答申することとしています。

構成員は、社外取締役3名、社内取締役1名の合計4名となっており、委員長は社外取締役としています。なお、社内取締役である監査委員を「常勤の監査委員」としています。

社外取締役経営協議会

中長期的な経営戦略や事業展開、その他経営上の重要事項等に関し、社外取締役同士、あるいは、社外取締役と代表執行役による自由闊達な意見交換を促進し、社外取締役の知見を経営に反映していく観点から、全社外取締役を構成員とする社外取締役経営協議会を設置しています。

さらに、全社外取締役を構成員とする「社外取締役経営協議会」を設置し、中長期的な経営戦略や事業展開等、経営上の重要事項について社外取締役同士、あるいは、社外取締役と経営トップにより意見交換等を行うこととしています。

このような取組みを通じて、社外の知見を積極的に経営に反映していく態勢としています。

実効的なコーポレートガバナンスの実践が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるとの認識のもと、今後もコーポレートガバナンスの実効性確保に向けた取組みを行ってまいります。

指名委員会

指名委員会は、「取締役候補者の選定の方針」を策定し、取締役の選解任に関する総代会の議案の内容を決定するほか、執行役の選解任に関する事項等について取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会に答申することとしています。

構成員は、社外取締役3名、社内取締役2名の合計5名となっており、委員長は社外取締役としています。

報酬委員会

報酬委員会は、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を策定し、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容を決定するほか、職員の報酬等の基本方針に関する事項等について取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会に答申することとしています。

構成員は、社外取締役3名、社内取締役2名の合計5名となっており、委員長は社外取締役としています。

経営政策会議

会社業務を統理執行する社長の諮問機関として、経営政策会議を設置しています。

経営政策会議は、原則として、社長および担当を定められた執行役により構成され、週1回開催することとしています。

取締役会で決定した経営の基本方針に従い、業務執行に関する重要事項について審議を行います。

コーポレートガバナンス・コードへの対応について

住友生命は相互会社のため、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」については、直接適用されるものではありませんが、コーポレート・ガバナンスは会社形態に関わらず共通のものであるとの認識のもと、任意で対応することとしています。

「コーポレートガバナンス・コード」への対応状況の

開示・説明として、任意で「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を作成し、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」も行うこととしています。

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等は当社ホームページに掲載しています。

「取締役会等の実効性評価」結果の概要について

取締役会および法定の3委員会(指名委員会、監査委員会および報酬委員会)(以下、「取締役会等」)の機能向上を図るため、年1回、取締役会等の実効性に関する評価を実施しています。

従来は取締役会による自己評価を実施していましたが、2019年度においては、客観的な視点を取り

入れた評価を行うため、社外の法律事務所が全取締役に對してアンケートおよび個別インタビューを行い、第三者の立場からの分析を実施した上で、その結果を踏まえて取締役会による評価を行いました。

評価結果の概要は以下のとおりです。

「取締役会等の実効性評価」結果の概要

1. 評価結果

当社の取締役会は、意思決定機能と監督機能の両面において、有効に機能しているものと評価しております。一方で、さらなる改善の余地も認められることから、課題解決に向けた対応を講じ、さらなる実効性の向上に取り組んでまいります。

アンケートでは、すべての質問項目において「適切である」または「概ね適切である」との回答が多数を占めました。

また、個別インタビュー等においては、今後のさらなる実効性向上に向けた提案および意見がありました。

各評価項目の評価の概要は以下のとおりです。

取締役会の構成

- ・取締役の員数は実質的議論を行うにあたって適正規模と判断される11名であり、社外取締役が過半数(社内取締役5名・社外取締役6名)を占めることで、監督機能の確保に資する構成となっている。
- ・また、社外取締役には、経営・金融・会計・法務等、多様な知識や経歴を持った専門家がバランス良く就任しており、充実した審議を行うにあたって適切な構成となっている。
- ・今後も引き続き、当社の置かれた経営環境に応じて多様性を確保していくことが重要と認識している。なお、外国人取締役の不在については、現時点では、海外事業が収益に占める割合が大きくないことから、問題ないと認識している。

取締役会の運営／支援

- ・取締役会付議事項については、これまでも継続的に見直しを行い適切に絞られているが、取締役会として求められる役割を踏まえ、付議方法等についてさらなる精査を図る必要がある。
- ・取締役会資料については、審議の実効性向上に資するべく、客観的な比較・評価に係る情報等の充実をより一層進める余地がある。
- ・社外取締役に対する事前説明については、複数の社外取締役が集合して行うこととしており、事前にと取締役会付議事項の理解を深めるという本来の目的を超えて、他の社外取締役の視点を得られる場等としても有効に機能している。

取締役会における審議の充実

- ・適切な議事運営のもと、全体として自由闊達な議論が行われている。

取締役／取締役会としての機能発揮に向けた対応

- ・社外取締役へのサポートは、取締役会の事前説明に加えて研修会や社内視察等を実施しており、当社業務の理解に資する適切な対応が講じられているが、社外取締役がより一層の役割を果たしていく観点からは、当社の事業展開のグローバル化や当社を取り巻く経営環境の変化等に即した情報提供の充実を継続的に図っていくことが望ましい。

環境変化に適した経営の確保に向けた対応

- ・重要な経営課題については、これまでも議論を重ねてきたが、より議論の充実を図る必要がある。

社外取締役経営協議会その他社外取締役との連携等

- ・社外取締役経営協議会は、社外取締役の知見の経営への反映という機能を有効に発揮しているが、重要な経営課題に関する議論の場としてさらなる活用の余地がある。
- ・取締役相互、および社外取締役と経営陣との間では、概ね十分なコミュニケーションが確保されているが、取締役会の機能をより発揮するためには、社外取締役と執行役との間の接点をより充実させることが望ましい。

各委員会

- ・指名委員会、監査委員会および報酬委員会は、それぞれの役割・責務を踏まえ、各種議案について十分な議論を行っている。
- ・指名委員会および報酬委員会における議論の状況については、取締役会全体への共有をより一層充実させる余地がある。

自己評価

- ・各取締役から、自身の活動について、十分であるとの評価と、より一層の事業の理解等が必要であるとの評価がそれぞれ寄せられた。

2. 今後の取組み

以上の評価結果を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識いたしました。

- ① 取締役会付議事項および付議方法の再検討
- ② 重要な経営課題に関する議論の充実
- ③ 社外取締役と経営陣の意見交換の充実
- ④ 取締役会資料のさらなる充実
- ⑤ 指名委員会および報酬委員会から取締役会への情報共有の充実

これらの課題の解決に向けた対応を講じることで、取締役会等のさらなる実効性の向上に努めてまいります。

監査委員会監査について

監査委員会監査の組織、人員

指名委員会等設置会社である当社の監査委員会は、4名の監査委員で構成しています。うち3名を非常勤の社外監査委員、1名を常勤の社内監査委員としています。当社では、取締役会において監査委員の選定方針を定め、監査業務の遂行にあたって十分な知識および経験ならびに高い見識を有すると認められることを監査委員の要件とし、監査委員を選定しています。現在の監査委員会の委員長および議長には、社外監査委員である釜和明氏が就任しています。社外監査委員である森公高氏は公認会計士の資

格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

監査委員会は、各監査委員の社内・社外、常勤・非常勤の別等を考慮し、監査計画において監査委員の役割分担を定めています。

監査委員会の監査業務をサポートするために監査委員会事務局を設置し、適正な知識、能力、経験を有する専任のスタッフ9名を配置しています。当該スタッフの人員数・異動等は、監査委員会の事前同意事項とし、業務執行からの独立性を確保しています。

監査委員会監査の手続

監査委員会は、監査委員会が定めた監査規則に準拠し、また、監査委員会で策定する監査の方針、監査計画、職務の分担等に基づき、内部監査部・内部統制部門と連携のうえ、監査を行っています。

監査委員会は、内部監査部および会計監査人から監査計画、監査実施状況、監査結果等について報告を受け、意見交換を行っています。内部監査計画は、

監査委員会の同意を得たうえで取締役会にて決定しています。また、監査委員会には原則として内部監査部担当執行役(員)が同席しています。

監査委員会は、意見交換を十分に行ったうえで、監査活動の内容や形成した意見等について取締役会へ報告し、また、必要に応じて執行役等に対して提言や意見表明を行っています。

監査委員会の活動状況

開催頻度、個々の監査委員の出席状況

当社では監査委員会を原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しています。当事業年度においては14回開催しました。

当事業年度における監査委員会の平均所要時間は

約2時間30分、付議議案数は71件でした。また、当事業年度は、監査委員全員がすべての監査委員会に出席しています。

監査委員会の主な検討事項、活動状況

● 監査委員会の主な検討事項

監査委員会は監査計画を策定し、取締役および執行役の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款への違反がないか、執行役は取締役会が定めた基本方針および計画等に従い、適法、妥当かつ効率的に業務を執行しているか等について確認していま

す。また、会社の内部統制システムが適切に整備され運用されているかどうか、会計監査人が適切に監査の職務を遂行しているか等についても確認しています。

当事業年度における監査委員会の主な検討事項は次のとおりです。

① お客さま本位の業務運営およびコンプライアンスへの取組み

お客さま本位の業務運営およびコンプライアンスへの取組みに関し、監査委員会は、執行役からの職務執行状況の聴取等を通じて、2020年度から適用する「住友生命グループ行動規範」の策定状況や、法令・社内規定の遵守状況、内部通報制度の構築・運用状況など、お客さま本位の業務運営体制やコンプライアンス推進体制の整備状況を確認し、適切性や実効性を検討しました。

② 海外事業への取組み

当社の重点取組事業の1つである海外事業に関し、監査委員会は、執行役からの職務執行状況の聴取や会計監査人との意見交換等を通じて、シメトラ社の経営管理体制やアジア出資先の企業価値向上に向けた取組み等の状況を確認し、実効性や妥当性を検討しました。

● 当事業年度の監査委員会の主な活動状況

監査委員は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

常勤の監査委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備や社内の情報の収集に積極的に努め、経営政策会議等の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、当社の各部署やグループ会社からの報告聴取や往査などを実施し、その結果を監査委員会に報告しました。

当事業年度は、監査委員会において代表執行役社長と2回にわたり、監査上の重要課題等について意見交換を行いました。また、担当部門を有する執行役

11名を監査委員会に招聘し、その職務の執行に関する事項の報告を受け意見交換を行い、必要に応じて助言等を行いました。会計監査人からは、その職務の執行状況等について監査委員会において5回にわたり報告を受け、意見交換を行いました。

監査委員会は、毎年監査委員会の活動を振り返り、今後の監査活動に活かすためにアンケート方式で、監査委員会の自己評価を実施しています。当事業年度においても、自己評価を行い、監査委員会においてその結果を検証・議論し、結果を取締役に報告しました。

監査委員会は、新型コロナウイルス感染症について、危機対策本部が設置され、迅速かつ適切な対応がなされていることを確認していますが、更なる感染拡大・長期化の可能性を踏まえ、引き続き注視していく所存です。

会計監査について

会計監査の状況

監査法人の名称	有限責任 あずさ監査法人	継続監査期間	36年間
業務を執行した公認会計士	小倉 加奈子 辰巳 幸久 鈴木 崇雄	監査業務に係る補助者の構成	当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名、会計士試験合格者等11名、その他13名であります。
監査法人の選定方針と理由	<p>当社は、有限責任 あずさ監査法人が、品質管理体制、独立性および専門性を備え、また世界的なネットワークを活用したグループ監査体制を有していること等を総合的に勘案し、効率的かつ効果的な監査業務を遂行可能であると判断し、選定しております。</p> <p>当社の監査委員会では、執行部門からの推薦を受け、会計監査人の解任または不再任の決定の方針および会計監査人を評価するための基準に基づき評価を行った結果、有限責任 あずさ監査法人について、解任・不再任とすべき事由がないことから同法人を再任しております。</p>		
監査委員会による会計監査人の評価	<p>当社の監査委員会では、会計監査人を評価するための基準を策定し、会計監査人の再任・不再任を決定する際に、会計監査人の職務遂行状況、品質管理体制、独立性、専門性、監査報酬の水準、監査委員会等とのコミュニケーション、および海外対応力等の観点から評価を行っております。2019年度につきましては、評価の結果、有限責任 あずさ監査法人を解任・不再任とすべき事由はありませんでした。</p>		

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	241	47	240	24
連結子会社	55	—	53	—
計	297	47	293	24

当社における非監査業務の内容は、「団体年金保険管理・特別勘定運用業務、退職給付債務(PBO)計算業務および年金制度管理業務に係る内部統制の保証業務」等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に対する報酬(aを除く)

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	—	3	—	53
連結子会社	—	2	—	1
計	—	5	—	55

●前連結会計年度

当社における非監査業務の内容は、税務関連業務等であります。連結子会社における非監査業務の内容は、会計に関するアドバイザリー業務であります。

●当連結会計年度

当社における非監査業務の内容は、投資案件に係るデューデリジェンス業務等であります。連結子会社における非監査業務の内容は、会計に関するアドバイザリー業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

●前連結会計年度

一部の在外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一ネットワークに属さないErnst & Young LLPに対して、監査証明業務に基づく報酬として314百万円を支払っております。

●当連結会計年度

一部の在外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一ネットワークに属さないErnst & Young LLPに対して、監査証明業務に基づく報酬として284百万円を支払っております。

d. 監査報酬の決定方針

決定方針の定めはありませんが、前事業年度までの監査内容及び会計監査人から提示された当事業年度の監査体制、手続き、日程等の監査計画の内容

等を総合的に勘案し、監査委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根

拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。

取締役

(2020年7月2日現在)



取締役会長 代表執行役

佐藤 義雄 (1949年8月25日生)

1973年 4月 住友生命入社
 2000年 7月 取締役
 2002年 4月 常務取締役嘱常務執行役員
 2007年 7月 取締役社長嘱代表執行役員
 2011年 7月 代表取締役社長 社長執行役員
 2014年 4月 代表取締役会長
 2015年 7月 取締役会長 代表執行役



取締役 代表執行役社長

橋本 雅博 (1956年2月21日生)

1979年 4月 住友生命入社
 2006年 4月 執行役員
 2007年 7月 常務取締役嘱常務執行役員
 2011年 7月 取締役 常務執行役員
 2012年 4月 代表取締役 専務執行役員
 2014年 4月 代表取締役社長 社長執行役員
 2015年 7月 取締役 代表執行役社長



取締役 代表執行役副社長

篠原 秀典 (1958年12月3日生)

1981年 4月 住友生命入社
 2008年 4月 執行役員
 2010年 4月 常務執行役員
 2012年 7月 取締役 常務執行役員
 2015年 4月 取締役 専務執行役員
 2015年 7月 執行役専務
 2017年 7月 取締役 代表執行役専務
 2019年 4月 取締役 代表執行役副社長



取締役 代表執行役副社長

藤戸 方人 (1959年4月10日生)

1983年 4月 住友生命入社
 2011年 4月 執行役員
 2014年 4月 常務執行役員
 2015年 7月 執行役常務
 2017年 4月 執行役専務
 2018年 7月 取締役 代表執行役専務
 2020年 4月 取締役 代表執行役副社長



取締役

長瀧 研一 (1961年5月7日生)

1984年 4月 住友生命入社
 2014年 4月 執行役員
 2015年 4月 上席執行役員
 2015年 12月 執行役常務
 2019年 4月 執行役専務
 2019年 7月 取締役

取締役会議長: 佐藤義雄 (取締役会長)

指名委員会: 山下徹 (委員長)、片山登志子、山本謙三、佐藤義雄、橋本雅博

監査委員会: 釜和明 (委員長)、森公高、岡正晶、長瀧研一

報酬委員会: 山下徹 (委員長)、片山登志子、山本謙三、佐藤義雄、橋本雅博

取締役

(2020年7月2日現在)



取締役 (社外取締役)

やま した とおる
山下 徹 (1947年10月9日生)

1971年 4月 日本電信電話公社入社
1999年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役
2007年 6月 同社 代表取締役社長
2012年 6月 同社 取締役相談役
2014年 6月 同社 相談役
2015年 7月 住友生命社外取締役
2018年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ シニアアドバイザー
2019年 4月 学校法人田園調布雙葉学園理事長
2020年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ シニアアドバイザー退任



取締役 (社外取締役)

かま かず あき
釜 和明 (1948年12月26日生)

1971年 7月 石川島播磨重工業株式会社 (現株式会社IHI) 入社
2004年 6月 同社 執行役員
2007年 4月 同社 代表取締役社長 (兼) 最高経営執行責任者
2012年 4月 同社 代表取締役会長
2016年 4月 同社 取締役
2016年 6月 同社 相談役
2016年 7月 住友生命社外取締役
2020年 4月 株式会社IHI 特別顧問



取締役 (社外取締役)

もり きみ たか
森 公高 (1957年6月30日生)

1980年 4月 新和監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入社
1983年 8月 公認会計士登録
2000年 6月 朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 代表社員
2004年 6月 あずさ監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 金融本部長
2006年 6月 同監査法人本部理事
2011年 7月 有限責任あずさ監査法人 KPMG ファイナンシャルサービス・ジャパン チェアマン
2013年 6月 有限責任あずさ監査法人 退社
2013年 7月 森公認会計士事務所開設
2013年 7月 日本公認会計士協会会長
2016年 7月 日本公認会計士協会相談役
2017年 7月 住友生命社外取締役



取締役 (社外取締役)

かた やま とし こ
片山登志子 (1953年6月3日生)

1977年 8月 大阪家庭裁判所裁判所事務官
1980年 4月 大阪家庭裁判所家事部裁判所書記官
1988年 4月 弁護士登録
1993年 4月 片山登志子法律事務所開設
2005年 7月 片山・黒木・平泉法律事務所 (現 片山・平泉法律事務所) 開設
2005年 12月 特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長
2018年 7月 住友生命社外取締役



取締役 (社外取締役)

おか まさ あき
岡 正晶 (1956年2月2日生)

1982年 4月 弁護士登録
1982年 4月 梶谷法律事務所 (現 梶谷総合法律事務所) 入所
2012年 1月 梶谷総合法律事務所代表
2015年 4月 第一東京弁護士会会長
2015年 4月 日本弁護士連合会副会長
2018年 7月 住友生命社外取締役



取締役 (社外取締役)

やま もと けん ぞう
山本謙三 (1954年1月21日生)

1976年 4月 日本銀行入行
2002年 2月 同 行 金融市場局長
2003年 5月 同 行 ニューヨーク駐在参事
2003年 12月 同 行 米州統括役兼ニューYork事務所長
2005年 7月 同 行 決済機構局長
2006年 7月 同 行 金融機構局長
2008年 5月 同 行 理事
2012年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 取締役会長
2018年 6月 オフィス金融経済イニシアティブ代表
2019年 7月 住友生命社外取締役

社外取締役の選任理由について

取締役

山下 徹

選任理由

ITシステムの提供を展開する株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役

釜 和明

選任理由

総合重機メーカーである株式会社IHIの代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役

森 公高

選任理由

企業会計分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、大手監査法人の代表社員として企業会計の職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役

片山 登志子

選任理由

消費者問題の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり消費者問題や法律に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役

岡 正晶

選任理由

法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役

山本 謙三

選任理由

日本銀行の理事・局長等経験者、金融・経済の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

執行役

(2020年7月2日現在)

執行役専務

松本 英晴 (1960年2月1日生)

1983年 4月 住友生命入社
2012年 4月 執行役員
2014年 4月 上席執行役員
2015年 4月 常務執行役員
2015年 7月 執行役専務
2019年 4月 執行役専務

執行役常務

松本 巖 (1963年10月11日生)

1987年 4月 住友生命入社
2016年 4月 執行役員
2017年 4月 上席執行役員
2018年 7月 執行役常務

執行役常務

日下 和彦 (1963年2月26日生)

1986年 4月 住友生命入社
2016年 4月 執行役員
2018年 4月 上席執行役員
2019年 4月 執行役常務

執行役常務

角 英幸 (1963年1月15日生)

1987年 4月 住友生命入社
2012年 4月 執行役員
2014年 4月 上席執行役員
2016年 4月 執行役常務

執行役常務

高田 幸徳 (1964年9月3日生)

1988年 4月 住友生命入社
2017年 4月 執行役員
2018年 4月 上席執行役員
2018年10月 執行役常務

執行役常務

百合 達哉 (1964年6月18日生)

1988年 4月 住友生命入社
2017年 4月 執行役員
2019年 4月 上席執行役員
2019年 7月 常務執行役員
2020年 4月 執行役常務

執行役常務

栄森 剛志 (1964年5月26日生)

1987年 4月 住友生命入社
2016年 4月 執行役員
2017年 4月 上席執行役員
2017年 7月 執行役常務

執行役常務

北越 浩和 (1961年11月13日生)

1985年 4月 住友生命入社
2015年 4月 執行役員
2017年 4月 上席執行役員
2018年 4月 常務執行役員
2019年 4月 執行役常務

執行役常務

岩井 豊城 (1965年9月7日生)

1989年 4月 住友生命入社
2018年 4月 執行役員
2019年 4月 上席執行役員
2020年 4月 執行役常務

取締役及び執行役人数 男性19名 女性1名 取締役及び執行役のうち女性の比率 5.0%

執行役員

(2020年7月2日現在)

常務執行役員

平井 克典 (1962年12月20日生)

1985年4月 住友生命入社
 2015年4月 執行役員 兼 営業人事部長
 2016年3月 執行役員 兼 都心営業総局長
 2017年3月 執行役員 兼 首都圏本部長
 2017年4月 上席執行役員 兼 首都圏本部長
 2018年3月 上席執行役員
 2018年4月 常務執行役員

常務執行役員 (株)SMC・サポート&コンサルティング

小山 英樹 (1962年8月19日生)

1986年4月 住友生命入社
 2016年4月 執行役員 兼 中部総合法人部長
 2017年3月 執行役員 兼 中部本部長
 2018年4月 上席執行役員 兼 中部本部長
 2019年4月 常務執行役員 兼 首都圏本部長
 2020年3月 常務執行役員 (株)SMC・サポート&コンサルティング

常務執行役員

小林 泰雄 (1961年5月10日生)

1985年4月 住友生命入社
 2017年4月 執行役員 兼 青森支社長
 2019年4月 常務執行役員

常務執行役員

小松 史彦 (1962年10月29日生)

1986年4月 住友生命入社
 2017年4月 執行役員 兼 営業総括部長
 2019年4月 上席執行役員 兼 金融総合法人部長
 2020年3月 常務執行役員
 2020年4月 常務執行役員

常務執行役員 兼 内部監査部長

藤 秀壮 (1964年5月23日生)

1988年4月 住友生命入社
 2017年7月 執行役員 兼 仙台支社長
 2017年7月 執行役員 兼 近畿北陸本部長
 2019年4月 上席執行役員 兼 近畿北陸本部長
 2020年3月 上席執行役員 兼 内部監査部長
 2020年4月 常務執行役員 兼 内部監査部長

常務執行役員 兼 都心総括部長

堀江 喜義 (1965年8月28日生)

1988年4月 住友生命入社
 2018年4月 執行役員 兼 首都圏本部長
 2019年4月 執行役員 兼 営業総括部長
 2020年3月 執行役員 兼 都心総括部長
 2020年4月 常務執行役員 兼 都心総括部長

上席執行役員 BNIライフインシュアランス

荒井 和彦 (1962年11月4日生)

1985年4月 住友生命入社
 2017年9月 執行役員
 2019年1月 執行役員 BNIライフインシュアランス
 2020年4月 上席執行役員 BNIライフインシュアランス

上席執行役員 兼 首都圏本部長

中野 祥宏 (1964年12月10日生)

1987年4月 住友生命入社
 2018年4月 執行役員 兼 岐阜支社長
 2019年4月 執行役員 兼 首都圏本部副本部長
 2020年3月 執行役員 兼 首都圏本部長
 2020年4月 上席執行役員 兼 首都圏本部長

上席執行役員

松本 誠 (1964年5月19日生)

1988年4月 住友生命入社
 2018年4月 執行役員 兼 勤労部長
 2019年4月 執行役員
 2020年4月 上席執行役員

上席執行役員 兼 中部本部長

川合 一龍 (1964年7月15日生)

1988年4月 住友生命入社
 2018年4月 執行役員 兼 東京中央支社長
 2019年4月 執行役員 兼 中部本部長
 2020年4月 上席執行役員 兼 中部本部長

上席執行役員 兼 情報システム部長

汐満 達 (1964年8月23日生)

1988年4月 住友生命入社
 2018年4月 執行役員 兼 情報システム部長
 2020年4月 上席執行役員 兼 情報システム部長

執行役員 兼 事務サービス企画部長

中西 達郎 (1963年11月21日生)

1987年4月 住友生命入社
 2019年4月 執行役員 兼 事務サービス企画部長 兼 契約審査部長
 2019年7月 執行役員 兼 事務サービス企画部長

執行役員 兼 総務部長

香山 真 (1964年3月27日生)

1988年4月 住友生命入社
 2019年4月 執行役員 兼 総務部長

執行役員 兼 主計部長

藤本 史人 (1965年10月19日生)

1988年4月 住友生命入社
 2019年4月 執行役員 兼 主計部長

執行役員 兼 第1総合法人部長

貞永 智 (1966年1月24日生)

1988年4月 住友生命入社
 2019年4月 執行役員 兼 第1総合法人部長

執行役員 兼 九州本部長

毛利 聡志 (1966年4月24日生)

1989年4月 住友生命入社
 2019年4月 執行役員
 2020年3月 執行役員 兼 九州本部長

執行役員 兼 営業総括部長

橋本 篤史 (1967年3月3日生)

1989年4月 住友生命入社
 2019年4月 執行役員 兼 仙台支社長 兼 営業総括部 担当部長
 2020年3月 執行役員 兼 営業総括部長

執行役員 シメトラ

笹川 宗男 (1964年2月17日生)

1987年4月 住友生命入社
 2020年4月 執行役員 シメトラ

執行役員 兼 新規ビジネス企画部長

藤本 宏樹 (1965年5月12日生)

1988年4月 住友生命入社
 2020年4月 執行役員 兼 新規ビジネス企画部長

執行役員 兼 岡山支社長

松山 雅映 (1965年8月9日生)

1989年4月 住友生命入社
 2020年4月 執行役員 兼 岡山支社長

執行役員

寺崎 啓介 (1966年4月21日生)

1989年4月 住友生命入社
 2020年4月 執行役員

執行役員 兼 企画部長

高尾 延治 (1966年7月11日生)

1989年4月 住友生命入社
 2020年4月 執行役員 兼 企画部長

執行役員 兼 近畿北陸本部長

永橋 克介 (1966年3月6日生)

1990年4月 住友生命入社
 2020年4月 執行役員 兼 近畿北陸本部長

執行役員 兼 札幌支社長 兼 営業総括部担当部長

塚本 健太郎 (1967年1月29日生)

1990年4月 住友生命入社
 2020年4月 執行役員 兼 札幌支社長 兼 営業総括部 担当部長

社外取締役メッセージ

成長の下地が整った前中計期間。
新たな計画のもと、
住友生命のさらなる成長に期待しています。

社外取締役 公認会計士
森 公高

新型コロナウイルス禍の影響や今後の対応について、どのようにお考えですか？

社会・経済環境が大きく変化するなか、
高齢化社会などへの対応を加速する必要があります。

2020年初頭に起きた新型コロナウイルスの感染拡大は、世界の社会・経済に甚大な影響を及ぼしました。感染爆発による医療システムの崩壊を防ぐために、私たちの生活や経済の行動様式も根本から変える必要に迫られています。特に、働き方の面では、人の移動を減らし、接触を出来る限り回避しながら仕事を進めるテレワークやリモート会議が普及し、非接触型のワークスタイルが定着してきました。

かつてない環境変化のなか、企業経営においても変

革のスピードが加速していくものと思われます。新型コロナウイルス禍以前には10年先の青写真だったものが、2～3年程度で到達してしまう、あるいは到達しなければならない、そんな環境になってきているのではないのでしょうか。

それは、保険会社も例外ではありません。営業・販売活動のあり方には、すでに何らかの影響が出ていますが、今後は商品開発にも相当な影響が出てくることが予想されます。withコロナが前提となる時代を見据えて、住友生命も高齢化社会、人口減少社会への対応を前倒しで積極的に進めていかなければならないと感じています。

取締役会の体制について、またご自身の役割をお聞かせください

取締役会は適切に運営されていると評価します。

私は、会計監査の知見を活かした監督・助言を行っています。

取締役会とは、環境変化に適応して会社の方向性を定めるために、さまざまな判断・決定を下していく重要な場です。住友生命の取締役会は、社内5名、社外6名の役員構成で、客観的な意見を交わすのに適正なバランスであり、決定をスムーズになせるサイズ感といえます。

議論の場では、規定で定められた審議事項、報告事項

だけでなく、住友生命が直面する課題も取り上げられています。また、審議時間も十分に確保され、活発な議論が行われています。今般の新型コロナウイルスの問題に関しても、迅速かつ的確な対応措置が取られました。

私自身の役割としては、公認会計士という立場で、財務会計や会計監査の経験を活かした監督・助言が求められていると認識しています。企業会計とは、単に会計処理をするだけでなく、その結果を開示するところまで含まれます。この観点から、ステークホルダーに対して、どういう情報を、いかに伝えていくのか、といった側面の支援も役割の一つと考えています。

また、昨今、企業の開示情報としては、会計等の財務情報に加え、SDGs等の非財務情報も極めて有用とされています。住友生命の場合、事業や商品・サービスそのものが非財務的なSDGsへの取組みと密接であり、社会貢献に直結するものでもあるため、ステークホルダーとのコミュニケーションにおけるSDGsの視点は不可欠です。私は、取締役就任当初から、こう

した観点からの提案をさせていただき、実際に住友生命の運営等に取り入れられています。

一般に保険会社は保守的と思われるがちですが、住友生命にはそうした面は感じられず、多様な意見を取り入れる柔軟性があり、必要なことはすぐ対応を検討していただける風土・環境が整っていると評価しています。

中期経営計画で注目されているポイントをお教えてください

「社会になくってはならない保険会社を目指す」という新たなビジョンに注目しています。

前中計の取組みについては、低金利が続く厳しい環境下ということもあり、目標の数値には若干届きませんでした。健全性のある資産の積み上げなどを通じて、将来の着実な成長につながる下地が整った時期と捉えています。

特に、この期間のエポックとして、住友生命の大きな柱となる“住友生命「Vitality」”が発売されました。“住友生命「Vitality」”は、お客さまが自らの健康増進に役立てるといふ新発想の商品で、人生100年時代のなかで健康長寿型社会を目指す国策にもマッチしたものといたします。この商品の今後について、私は市場における成長を期待するとともに、いかに浸透させていくかが新中計の取組みにおける重要ポイントになると思います。

ただ、今までにない概念の商品ゆえに、広い層の理

解を得るまでに時間はかかると思いますが、“住友生命「Vitality」”の特性を活かしてお客さまを豊かな生活へ導いていくことが、より良い社会への貢献につながることは間違いありません。また、住友生命が新中計に掲げた「社会になくってはならない保険会社」を目指すための大きな推進力になると確信しています。

ちなみに、私は、この「社会になくってはならない保険会社」という考え方を特に評価しています。というのも、いまや企業は単に収益を上げてステークホルダーに利益還元するだけでは存在できない時代であり、環境の変化に適応しながら社会に貢献し、社会に信頼される存在になることが、住友生命の存在理由になり、持続的な成長にもつながるからです。

その実現のために、住友生命が成すべきことは「これからの社会はどうあるべきか？」という将来像を描き、それを目指して求められる価値を導き出し、具体的な取組みに落とし込んで実行し続けていくことだと思います。

住友生命のさらなる成長に向けたメッセージをお願いします

内部統制環境をしっかりと構築することで、これからの長寿社会を支える会社になっていただきたい。

私は監査委員でもあり、執行の適正性を監査する見地から、内部統制環境を整備するための助言・サポートも行っています。内部統制とは、単に規定を設けて、それが守られているかをチェックするというものではありません。大事なのは、会社の方針や進むべき方向が、全社レベルで理解されていること。同時に、会社が定めた行動規範に沿って、社員の仕事に対する価値観や、とるべき行動が明確になっていることであり、そうした内部統制環境がしっかりと構築されていなければならないと考えています。

また、その取組みが社内外に公表され、明確に行われることも重要です。住友生命の社員・営業職員が、「私たちはこういうスタンスで仕事をしています。それはお客さまのため、社会のためにもなることです」と自信を持ってお客さまに対応し、サービスを提供するこ

と。その日々の積み重ねが、ひいては「社会になくってはならない保険会社」につながっていくということだと思います。

統制環境の構築にゴールはありません。多忙な業務にまぎれて、つい忘れてしまったり、安易な方に流れてしまったり…そうしたことを防ぐためにも、常に意識を持ち続け、その意識を行動に変えながら、より良い統制環境を目指していくことが肝要です。私たち社外取締役も、取締役会はもちろん、執行役とのミーティング、全国の営業現場の視察など、あらゆる出会いの場を捉えて、その都度そうしたお話をさせていただきたいと思っています。

これからの住友生命は、経営基盤強化の一環として統制環境整備に注力することにより、商品開発による価値創造の面でも、雇用の創出という面でも、日本の長寿社会を支えていっていただきたい。そして、社会に「なくってはならない保険会社」になっていただきたい。そのように期待しています。

内部統制

内部統制システムの整備

経営の健全性・適切性を確保する観点から、「内部管理態勢の強化」に取り組んでいます。取締役会において、保険業法第53条の30第1項第1号の規定に基づき「内部統制基本方針」を定め、この方針に基づいて、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢および

内部監査機能の充実を図るとともに、監査委員会の監査が実効的に行われるための体制整備など、内部統制システムが有効に機能するような取組みを行っています。

※内部統制システムの運用状況の概要は資料編P132をご参照ください。

内部統制基本方針の概要

(前文) 当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に

上記の前文とともに、以下の各項目について方針を定めています。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
- ② 監査委員会への報告に関する体制
- ③ 監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

係の基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制

- ① 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ② 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑥ 顧客保護が図られることを確保するための体制
- ⑦ 内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査体制

住友生命では、取締役会の決議を経た「内部監査方針」において、実効性のある内部監査態勢を整備・確立することを定めています。同方針では、内部監査の目的を「当社の経営目標を実現するにあたり、業務の健全性・適切性を確保し、効果的な目標達成に寄与すること」とし、内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部(71名)が、内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価し、課題・問題点の改善提言・フォローアップを行っています。内部監査は、国内外の住友生命グループ会社・本社各組織・支社等のすべての業務を対象としています。内部監査計画は、社内外の環境変化等を踏まえたリスク認識に応じて、社外取締役が過半数を占める監査委員会の同意を得た上で策定しています。内部監査結果は、取締役会・監査委員会、代表執行役社長に定期的に報告を行う体制としています。そして、内部監査で明らかとなった課題や問題点について、関係部門に対し改善勧告や提言を行っています。

また、内部監査部は、監査委員会から直接、調査指示を受けるなど、監査委員会と緊密な連携を保持して、一体的、効率的な運営を行っています。

本社部門に対する内部監査では、各部門の業務の

遂行状況・リスク管理状況等についての検証に加えて、複数組織に関係する部門横断的な課題や、政策的な課題について、全社的に検証する内部監査を実施しています。また、内部統制基本方針に基づく、法令等の遵守体制、情報の保存・管理体制などの各体制における、内部統制システムの構築・運用状況について検証を行っています。

保険営業・保険事務の拠点である支社ならびに募集代理店に対しては、保険営業面でのコンプライアンスの状況・お客さま対応の状況・保険事務の適切性の検証を目的とした内部監査を実施しています。

このほか、コンプライアンス統括部やリスク管理部門等との定期的な情報交換、各組織からの情報連携や各種会議への参加等を通じてリスクの変化を継続的にオフサイト・モニタリングしています。

会計監査人との連携においては、双方の監査結果やリスク認識を共有して、内部監査の実効性を確保しています。

また、内部監査業務の自律的かつ継続的な品質改善に向けたプログラムを策定・実行し、内部監査体制の充実・強化を図っています。